議　　第　３９０　号

令和 ７ 年１１月２８日提出

町及び字の区域の変更について

土地改良法（昭和２４年法律第１９５号）に基づく宇土開地区農地整備事業の施行に伴い、次のとおり町及び字の区域を変更する。

熊本市長　　大　西　一　史

変更前の町	変更前の字	区域	変更後の町	変更後の字
銭塘町	有吉開	３５４７の一部及びこの区域に隣接する水路である公有地の一部	奥古閑町	新開
銭塘町	永井開	３５１１の一部、３５１２の１の一部、３５１２の３の一部、３５１３の１の一部、３５１４の１の一部、３５１５の１の一部、３５１６の１の一部、３５１７の１の一部、３５１８の１の一部、３５３２の１の一部、３５３３の１の一部、３５３３の２の一部及びこれらの区域に隣接する水路である公有地の一部並びに３５１９の１、３５２０の３、３５２４の１、３５２５の１、３５２６の１、３５２７の１、３５２８の１、３５２９の１、	銭塘町	有吉開

		３５３０の１及び３５３１の１に隣接介在する道路、水路である公有地の全部		
銭塘町	宇土開	３６８４から３６８６までの各一部、３６８７の１の一部、３６８７の２の一部、３６８８の２の一部、３６８９の２の一部、３６９０の２の一部、３６９１の２、３６９２の２、３６９３の３、３６９３の４、３６９４の１から３６９４の３までの各一部、３６９４の４、３６９５の１から３６９５の４までの各一部、３６９６の２の一部、３６９７の２の一部、３６９８の２の一部、３６９９の２の一部、３７００の２の一部、３７０１の２の一部、３７０２の２の一部、３７０３の２の一部、３７０４の２の一部、３７０５の２の一部、３７０６の２の一部、３７０６の３の一部、３７０７の３の一部、３７０７の４の一部、３７０８の３の一部、３７０８の４の一部、３７０９の１から３７０９の３までの各一部、３７１０の２の一部、３７１１の２の一部、３７１２の２の一部、３７１３の２の一部、３７１４の２の一部、３７１５の	銭塘町	有吉開

		２の一部、３７１６の２の一部、３７１７の３の一部、３７１７の４の一部、３７１８の２の一部、３７１９の２の一部、３７２０の２の一部、３７２１の２の一部、３７２２の２の一部、３７２２の３の一部、３７２３の２の一部、３７２３の３の一部、３７２４の２の一部、３７２５の２の一部、３７２６の２の一部、３７２７の２の一部、３７２８の２の一部、３７２９の２の一部、３７３０の２、３７３１の２、３７３２の２、３７３３の２、３７３４の１の一部、３７３４の２及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の全部		
		３９１３の２の一部、３９１４の２の一部、３９１５の２の一部、３９１６の２の一部、３９１７の２の一部、３９１８の１から３９１８の４までの各一部、３９１９の１から３９１９の３までの各一部、３９１９の４、３９２０の１の一部、３９２０の２の一部、３９２０の３、３９２０の４、３９２１の１の一部、３９２１の２の一部、３９２１の３、３９２１の４、		

銭塘町	築添	３９２２の１の一部、３９２２の２、３９２３の１の一部、３９２３の２、３９２４の１の一部、３９２４の２、３９２５の１の一部、３９２５の２、３９２６の１の一部、３９２６の２、３９２７の１の一部、３９２７の２、３９２８の１の一部、３９２８の２、３９２９の１の一部、３９２９の２、３９３０の１の一部、３９３０の２、３９３１の１の一部、３９３１の２、３９３２の１の一部、３９３２の２、３９３３の１の一部、３９３３の２、３９３４の１の一部、３９３４の２の一部、３９３４の３、３９３４の４、３９３５の１の一部、３９３５の２、３９３６の１の一部、３９３６の２、３９３７の１の一部、３９３７の２の一部、３９３８の１の一部、３９３８の２、３９３９の１の一部、３９３９の２、３９４０の１の一部、３９４０の２、３９４１の１の一部、３９４１の２、３９４２の１の一部、３９４２の２、３９４３の１の一部、３９４３の２、３９４４の１の一部、	銭塘町	宇土開

		３９４４の２、３９４５の１の一部、３９４５の２、３９４６の１の一部、３９４６の２、３９４７の１の一部、３９４７の２、３９４８の１の一部、３９４８の２、３９４９の１の一部、３９４９の２、３９５０の１の一部、３９５０の２、３９５１の１の一部、３９５１の２の一部、３９５１の３、３９５１の４、３９５２の１の一部、３９５２の２、３９５３の１の一部、３９５３の２の一部、３９５３の３、３９５４の１の一部、３９５４の２の一部、３９５４の３、３９５５の１の一部、３９５５の２、３９５６の１の一部、３９５６の２、３９５７の１の一部、３９５７の２、３９５８の１の一部、３９５８の２、３９５９の１の一部、３９５９の２、３９６０の１の一部、３９６０の２、３９６１の１の一部、３９６１の２、３９６２の１の一部、３９６２の２、３９６３の１の一部、３９６３の２、３９６４の１の一部、３９６４の２、３９６５の１の一部、３９６５の２、３９６７の１の一		

		部、３９６７の２、３９６８の１の一部、３９６８の２、３９６９の１の一部、３９６９の２の一部、３９６９の３、３９６９の４、３９７０の１の一部、３９７０の２、３９７１の１の一部、３９７１の２及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の全部		

（提出理由）

市の区域内において、町及び字の区域を変更するため、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２６０条第１項の規定に基づき、市議会の議決を求める必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

位置図（南区銭塘町外地域）

変更前町界字界図

変更後町界字界図